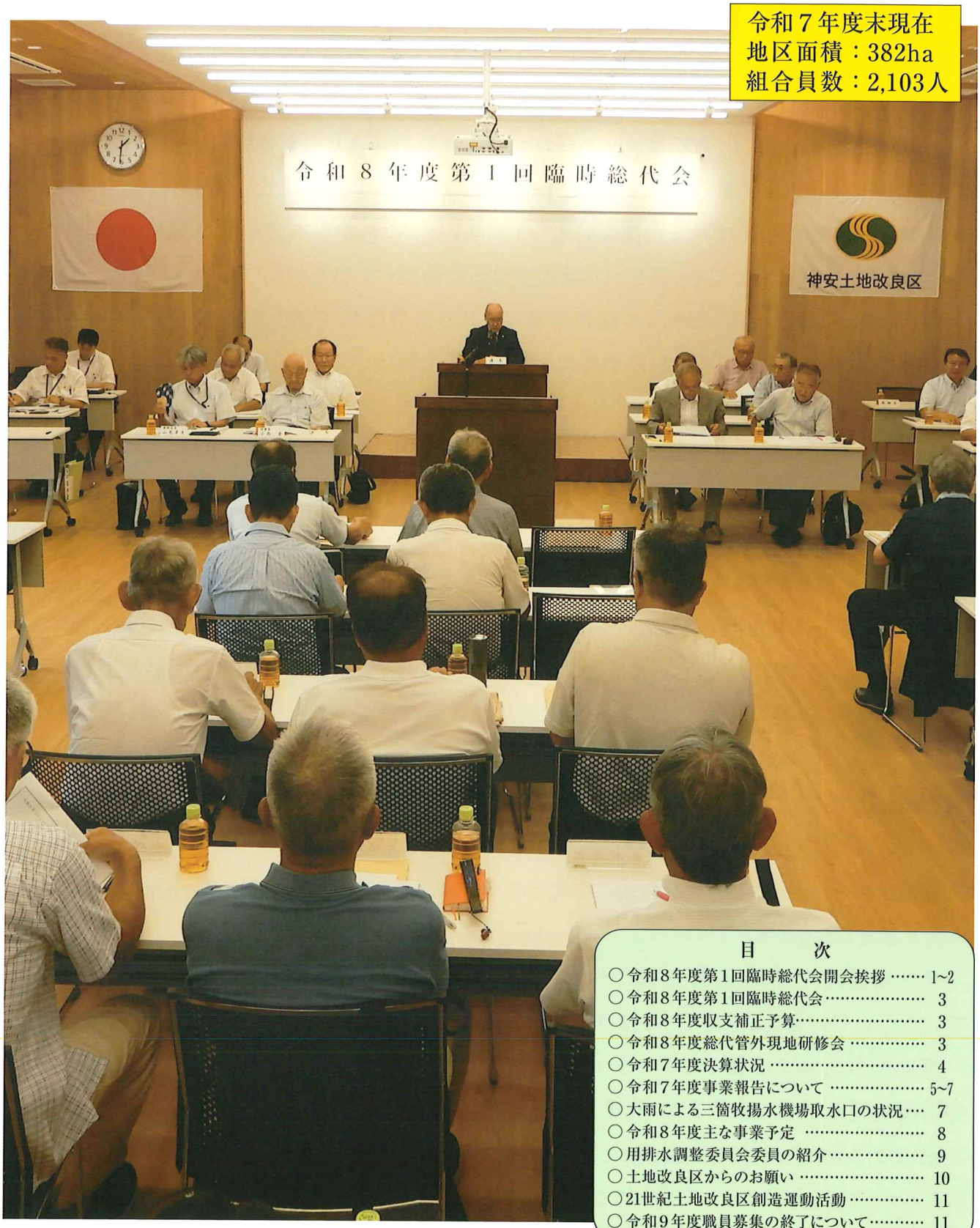
水土里ネット しんあん

No.115

神安土地改良区
大阪府茨木市双葉町12番22号
発行人：理事長 小西　要
TEL(072)634−2551 FAX(072)635−9973
E-mail：info@shin-an.org
ホームページ：http://shin-an.org

令和７年度末現在
地区面積：382ha
組合員数：2,103人



目　　次

○令和８年度第１回臨時総代会開会挨拶 …… 1~2
○令和８年度第１回臨時総代会…… 3
○令和８年度収支補正予算…… 3
○令和８年度総代管外現地研修会 …… 3
○令和７年度決算状況 …… 4
○令和７年度事業報告について …… 5~7
○大雨による三箇牧揚水機場取水口の状況…… 7
○令和８年度主な事業予定 …… 8
○用排水調整委員会委員の紹介…… 9
○土地改良区からのお願い …… 10
○21世紀土地改良区創造運動活動 …… 11
○令和９年度職員募集の終了について…… 11

令和８年度 第１回 臨時総代会開会挨拶



開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

平素は、総代各位にはそれぞれの地域におきまして事業各般に亘り、ご理解とご協力・ご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、関係各市におかれましても、本区の事業推進にご理解とご支援をいただいておりますこと、本席をお借りして重ねてお礼申し上げます。

今年はエルニーニョ現象の影響により平年よりも海水温が高く、台風が発生した場合、猛烈な勢力になる可能性が高くなっております。また、８月には通常のコースと異なる逆走台風と呼ばれる台風も発生しております。これから本格的な台風シーズンを迎えるにあたり、本区においても、気を引き締めて対応にあたって参ります。

さて、本日の総代会は、令和７年度決算結了に伴う決算関係書類の承認および令和８年度一般会計第１次収支補正予算(案)ほかについて審議をお願いいたすものであります。

提出議案の作成にあたっては、４月２３日、７月１３日ならびに８月１０日開催の理事会において慎重に審議を重ね、執行機関として決定したものでございます。

総代各位におかれましては、十分にご検討を賜り、議決機関として厳正なるご批判と公正なるご意見を頂戴し、各議案に対してご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

ここで、貴重なお時間をいただき、諸般のご報告をさせていただきます。

第１点目は、令和７年度決算でございます。収入・支出差引残高は、約1,６９０万円となり、令和８年度へ繰越すものでございます。詳細につきましては、後程事務局から説明いたさせます。

第２点目は、本区の使命であります用水供給でございます。６月２８日には、台風と大雨の影響により、淀川本線から三箇牧揚水機場取水口に大量の浮遊物が漂着し、一時低水位によりポンプが停止する案件がございました。このため、浮遊物撤去作業を急遽、業者に発注し、本区職員も作業に加わり、７月１４日に撤去工事を完了いたしました。

各地区への送水にご迷惑をおかけしたところではございますが、影響は最小限に留められたものと考えております。

それ以降は、三箇牧揚水機場のポンプも順調に稼働しており、各地区には滞りなく送水させていただいているところでございます。

第３点目は、補正予算でございます。収入面では、第７款、雑収入におきまして、令和７年度事務所棟建替工事費ほかにより、消費税の還付が2,１２８万円余りとなり、また議案第１４号でご審議いただきます、吹田土地改良区からの施設の引継ぎに伴う維持管理費相当分のほか、本区所有地の売却などにより、大幅な増額となるものでございます。

一方、支出面では、第１款、土地改良事業費支出におきまして、先ほど申しました、取水口浮遊物の撤去工事費のほか、樋門改修工事や設計業務を新たに計上させていただきました。

また、第２款、一般管理費支出の支払手数料におきましては、消費税還付額が大きいため、国税調査が入る可能性があると税理士法人から助言を受け、その立ち会い費用を計上しております。

以上により、収入・支出ともに4,７３７万８千円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、細部につきましては、後ほど事務局より詳細説明いたさせますので、皆様には慎重にご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

永年勤続者に対する表彰状授与式



総務課長　木村　竜一（３０年）



総務課会計係 主査　辻　恵（３０年）

◇令和８年度　第１回臨時総代会◇

令和８年９月１日、本区会議室において、令和８年度第１回臨時総代会を開催し、次の事項がすべて原案どおり承認ならびに可決されました。

◎　報告事項
１．一般主要事務報告について
２．定期監査の報告について
３．用排水調整委員会委員の補欠選任について
４．令和８年度配水計画の報告について

◎　報告承認事項
１．地区除外処理規程の一部改正について

◎　審議事項
１．利水調整規程の一部改正について
２．令和７年度決算関係書類の承認について
・一般会計収支決算書
・貸借対照表
・正味財産増減計算書
・財産目録
・事業報告書
３．令和８年度一般会計第１次収支補正予算（案）
４．本土地改良区所有地の処分価格等について
５．吹田土地改良区解散協議に伴う施設の引継ぎについて

◇令和８年度　収支補正予算◇

令和８年度一般会計第１次収支補正予算は、次のとおりです。
（今回補正分のみ計上しています）

（単位：円）

収入				支出			
款	既定予算額	補正額	予算現額	款	既定予算額	補正額	予算現額
土地改良事業収入	186,857,000	44,000	186,901,000	土地改良事業費支出	264,103,000	3,705,000	267,808,000
雑収入	669,000	35,508,000	36,177,000	一般管理費支出	311,129,000	△ 5,233,000	305,896,000
特定資産取崩収入	91,913,000	△ 14,000,000	77,913,000	土地改良事業負担金支出	39,001,000	999,000	40,000,000
固定資産売却収入	12,000	13,889,000	13,901,000	基本財産積立支出	5,899,000	13,840,000	19,739,000
繰越金	5,000,000	11,937,000	16,937,000	特定資産積立支出	14,269,000	34,320,000	48,589,000
				予備費	5,040,000	△ 253,000	4,787,000
収入合計	686,853,000	47,378,000	734,231,000	支出合計	686,853,000	47,378,000	734,231,000

（△は減額）

◇令和８年度　総代管外現地研修会◇

令和８年度の総代管外現地研修会は、奈良県五條市に所在する五條吉野土地改良区で実施しました。地場産業である柿の生産における歴史、造成、スマート農業に関することについて研修を行いました。スマート農業では生産者が農業しやすい環境を作るための新しい技術である自動潅水システムや通信システムの稼働検証、収穫予測システムの作業実施等についてご説明いただきました。





◇令和７年度決算状況◇

【一般会計】

(単位：円)

収　入	
科目	決算額
1　土地改良事業収入	167,991,181
2　附帯事業収入	246,840,448
3　基本財産運用収入	17,792,007
4　特定資産運用収入	4,814,021
5　補助金等収入	48,870,800
6　交付金収入	13,500,000
7　雑収入	2,172,546
8　借入金収入	5,800,000
9　基本財産取崩収入	2,210,000
10　特定資産取崩収入	528,764,127
11　固定資産売却収入	2,853,290
12　繰越金	10,207,869
合計	1,051,816,289

支　出	
科目	決算額
1　土地改良事業費支出	209,290,117
2　一般管理費支出	263,159,028
3　土地改良事業負担金支出	17,399,390
4　借入金返済支出	6,847,120
5　支払利息	204,745
6　固定資産取得支出	523,920,565
7　基本財産積立支出	2,210,000
8　特定資産積立支出	11,848,060
9　雑支出	0
10　予備費	0
合計	1,034,879,025

収入･支出差引残高金　１６,９３７,２６４円 は令和８年度へ繰越しました。

【貸借対照表】

(単位：円)

資　産	
科目	金額
①流動資産	132,971,831
1.現金及び預金	61,502,680
2.その他未収金	71,469,151
②固定資産	6,563,088,906
1.基本財産	2,601,210,051
2.特定資産	3,174,453,676
3.その他固定資産	787,425,179
③繰延資産	0
資産合計	6,696,060,737

負　債	
科目	金額
①流動負債	117,054,567
②固定負債	223,051,264
負債合計	340,105,831
正味財産	
科目	金額
①指定正味財産	1,642,667,305
②一般正味財産	4,713,287,601
正味財産合計	6,355,954,906
負債及び正味財産合計	6,696,060,737

監査意見書

定款第２２条第１項および規約第４０条の規定により、令和８年６月２９日理事長から提出のあった、規約第２４条第１項第５号に定める令和７年度決算関係書類の各事項について監査した結果、その内容は概ね適正であり、計数については正確であると認めます。

総括監事　島　田　尚　弥
監　　事　田之江　定　夫
監　　事　池　上　一　男

◇令和７年度　事業報告について◇

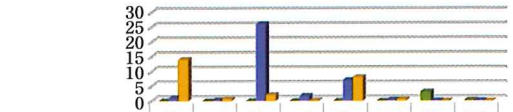
１．地区及び組合員の状況

（令和8年3月末現在）

市　　名	地区面積（ha）	組合員数（人）
高　槻　市	287.3	1,297
茨　木　市	53.4	405
摂　津　市	40.5	391
吹　田　市	1.3	10
計	382.4	2,103

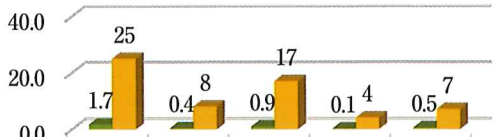
２．農地転用の状況　　【転用面積　３.６ha】　　（単位：ha）

市別



	高槻		茨木		摂津		吹田	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
用水地区	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	0.13
用排水地区	1	0.23	26	1.64	7	0.34	0	0.00
排水地区	14	0.69	2	0.09	8	0.48	0	0.00

目的別



	駐車場	資材置場	住宅	倉庫	その他
面積	1.7	0.4	0.9	0.1	0.5
筆数	25	8	17	4	7

面積　筆数

３．事業の状況

(１)維持管理事業の実施状況

ア）修繕費・用排水路維持費（事業費　91,986,400円）

①草刈工事

工事名	工事場所	工事内容
鳥飼三箇牧水路ほか4水路草刈工事	摂津市安威川南町・茨木市宮島2丁目ほか地内	除草工　38,296㎡
そのほか16件の工事		

②浚渫・清掃工事

工事名	工事場所	工事内容
明治水路土砂撤去工事	高槻市三箇牧2丁目地内	土砂撤去工　53.85㎥
そのほか7件の工事		

③その他工事

工事名	工事場所	工事内容
三箇牧水路ほか1水路樹木伐採ほか工事	摂津市安威川南町ほか地内	伐採工　150㎡
そのほか18件の工事		

イ）修繕費・堰樋管維持費（事業費　3,490,300円）

工事名	工事場所	工事内容
土井樋門ほか2箇所整備工事	高槻市唐崎北2丁目ほか地内	電動開閉機B級点検3箇所
そのほか3件の工事		

ウ）修繕費・揚水機維持費（事業費　9,323,600円）

工事名	工事場所	工事内容
三箇牧揚水機場土砂処分工事	高槻市大字唐崎1318番1	土砂処分工　140t
そのほか13件の工事		

（２）土地改良事業の実施状況

①　用排水施設等整備事業（国庫補助事業：農村地域防災減災事業）

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
北川排水路	北川排水路護岸整備工事（第4工区）	35,596,000	茨木市島4丁目ほか地内	張ブロック工L=180.5m
立縄手水路	立縄手水路転落防止柵設置工事（第1工区）	6,798,000	高槻市西面北1丁目ほか地内	転落防止柵工L=250.0m
計		42,394,000		

②　基盤整備促進事業（国庫補助事業：農業水路等長寿命化・防災減災事業）

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
唐崎排水路	唐崎排水路樋門設置工事	5,082,000	高槻市唐崎中4丁目地内	手動樋門設置　N=1門

③　土地改良総合整備事業（国庫補助事業：農業水路等長寿命化・防災減災事業）

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
唐崎	唐崎地区水路測量設計業務	8,228,000	高槻市大字唐崎ほか地内	水路測量設計　1式

④　農空間を活かそう事業（大阪府単独補助事業）

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
目垣	下脇田2号樋門ほか1樋門電動化工事	11,088,000	茨木市目垣1丁目	巻揚機電動化　N=1門

⑤　整備補修事業（国庫補助事業：土地改良施設維持管理適正化事業）

地区名	事業名	事業費(円)	事業場所	事業内容
加円揚水機場	加円揚水機場整備工事	3,080,000	茨木市横江2丁目地内	操作盤電気機器更新　1式
幹線用水路	幹線用水路補修工事（その1）	10,010,000	高槻市大字唐崎ほか地内	目地工　L=223.5m
目垣地区水路	目垣地区水路補修工事	2,486,000	茨木市目垣3丁目地内	目地補修　15箇所
計		15,576,000		

着工前





竣　工

【目垣地区水路補修工事】

着工前





竣　工

【幹線用水路補修工事（その１）】

⑥　神安単独事業

事業名	事業費(円)	事 業 場 所	事 業 内 容
玉島浄水機場改修工事	14,740,000	茨木市野々宮1丁目地内	受電設備兼操作盤設置　1式
玉島浄水機場送水槽改修工事	2,420,000	茨木市野々宮1丁目地内	送水管等設置　1式
計	17,160,000		

着工前





竣　工

【玉島浄水機場送水槽改修工事】

◇大雨による三箇牧揚水機場取水口の状況◇

台風による大雨の影響により、淀川の三箇牧揚水機場取水口へ大量の浮遊物が流入し、スクリーンに付着したことで一時的に水位が低下し、取水ポンプが停止する事態が発生しました。

このため、速やかに撤去工事を発注するとともに、職員も現場作業に加わり、用水の安定供給に向けて全力で対応にあたりました。

また、令和８年８月７日に本区会議室で開催された進藤金日子参議院議員との意見交換会においてこの状況を報告したところ、河川管理者である国土交通省へ働きかけを行っていただけると、大変心強いお言葉をいただきました。

取水口　撤去前



撤去後



◇令和８年８月７日　進藤金日子参議院議員との意見交換会◇





◇令和８年度　主な事業予定◇

本年度は下表のとおり事業を予定していますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

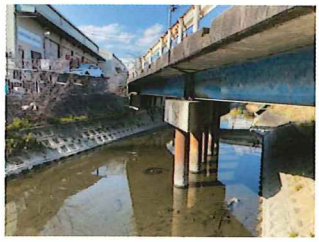
○府営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業 (農村地域防災減災事業)	幹線排水路整備（8）工事	大阪市東淀川区相川

○団体営事業

	事業区分	事業名	事業場所
1	国庫補助事業	北川排水路護岸整備工事（第5工区）	茨木市島4丁目ほか地内
2		立縄手水路転落防止柵設置工事（第2工区）	高槻市西面北1丁目ほか地内
3		三島江柱本水路地区転倒ゲート電動化工事	高槻市三島江1丁目ほか地内
4		鳥飼南水路護岸ライニング工事（第8工区）	摂津市鳥飼下3丁目地内
5		西面西水路補修工事（第1工区）	高槻市玉川4丁目ほか地内
6	大阪府単独補助事業	東今切樋門改修工事	高槻市唐崎中2丁目地内

団体営事業予定地写真



1　北川排水路護岸整備工事（第5工区）



2　立縄手水路転落防止柵設置工事（第2工区）



3　三島江柱本水路地区転倒ゲート電動化工事（川田樋門）



3　三島江柱本水路地区転倒ゲート電動化工事（梅田樋門）



3　三島江柱本水路地区転倒ゲート電動化工事（神子田樋門）



4　鳥飼南水路護岸ライニング工事（第8工区）



5　西面西水路補修工事（第1工区）



6　東今切樋門改修工事

◇用排水調整委員会委員の紹介◇

各用排水調整委員会における令和８年１０月現在の委員は、次のとおりです。
任期は令和９年３月３１日までです。

（敬称略）

三箇牧用排水調整委員会

地区名等	氏　名
委員長	辻　本　豊　廣
唐崎	鳥　野　忠　澄
	上　田　佳　正
	松　永　剛
	和　田　康　之
西面	田　中　清
	加　藤　晴　彦
	松　本　惠　子
三島江	吉　田　泰　通
	伊　口　孝
柱本	谷　口　幸　隆
	辻　嘉　英
鳥飼上	田　渕　栄　次
	寺　田　治　夫
目垣	澤　田　昭　雄
	井　上　勝　美

二階堂用排水調整委員会

地区名等	氏　名
委員長	松　本　好　博
二階堂	辻　田　勝　夫
	西　川　幸　蔵
平田	前　川　光　一
	川　畑　弘　二
玉島	池　田　洋　一
	井　上　昭　男
目垣	澤　田　昭　雄
	井　上　勝　美
鮎川	谷　山　正　昭
	柗　本　徳　保





中部用排水調整委員会

地区名等	氏　名
委員長 （委員（小坪井）兼任）	近　藤　元　二
野々宮	辻　本　隆　昭
	中　田　弘　之
島	川　本　東　司
	古　川　貞　和
沢良宜浜三	中　井　幸　四　郎
沢良宜浜一	小　西　要
	植　村　尚　史
沢良宜東	角　谷　信　實
	岡　本　康　夫
鶴野	木　下　均
	安　田　庄　太

地区名等	氏　名
味舌下	吉　田　實　治
	馬　場　政　幸
小坪井	森　眞
別府	中　埜　弥　一　郎
	増　田　俊　明
鳥飼八町	前　川　彰
	寺　本　克　巳
真砂	松　本　芳　文
	吉　田　一　正
内瀬	寺　本　尚　司
	奥　田　茂　一

◇土地改良区からのお願い◇

☆組合員資格得喪通知書の提出について

組合員の皆様が所有する農地に売買や名義変更等がありましたら、その都度「組合員資格得喪通知書」を本区へ提出していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

◎どのようなときに「組合員資格得喪通知書」を提出するのか？

1．農地の売買があったとき
2．農地を借りたとき、又は貸したとき
3．名義を変更（相続、贈与、経営移譲等）したとき
4．住所の変更や耕作者の移動等があったとき

◎手続きについて

土地改良区の組合員が、その資格にかかる土地の権利の全部又は一部について移動した場合は、土地改良区に資格得喪の届出が必要です。(土地改良法第44条)

本区としても知りうる限り対処しておりますが、届出がなければ組合員名義は変わらず、元の組合員に賦課金がかかります。

農業委員会等の名義を変更しても、土地改良区の名義が自動的に変更されることはありませんので、ご注意下さい。

なお、詳細につきましては、本区総務課庶務係までお問い合わせ下さい。

☆公共事業による用地買収時にも、農地転用申請が必要です

都市計画道路の整備や、市道拡幅工事による用地買収につきましても、土地改良法第４３条ならびに第４４条の規定に基づき、土地改良区への届出と決済金の納付が義務付けられています。

組合員の皆さまには、決済金制度の趣旨をご理解いただき、本区への手続きをお願いします。

《記　載　例》

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第４４条１項の規定により通知します。

令和　　年　　月　　日　←異動があった日以降、出来る限り速やかに提出してください。提出が遅れると、新旧組合員とも、不利益を被る場合があります。

これまで組合員であった方 → 現資格者

住　所　茨木市双葉町 12－22

氏　名　神　安　太　郎　㊞

新たに組合員となられる方 → 新資格者

住　所　茨木市双葉町 12－22

氏　名　神　安　一　郎　㊞

新たに組合員となられる方 → 生年月日　大正・㊧昭和・平成・令和　△△ 年　△△ 月　△△ 日生

神安土地改良区理事長　小　西　　要　様

記

1　資格得喪の対象たる土地 ← 相続、贈与、売買や経営委譲、賃借者変更などにより改良区管内で農地の権利関係に移動があった土地

市	町　名	地　番	地　目	用　途	面積(㎡)	備　　考
茨木市	双 葉 町	12-22-1	田	田	500	
	〃	12-22-2	田	田	500	○○氏へ使用賃借

2　資格得喪の原因及びその時期

（1）原　因：相　続　　その他（　　）

（2）時　期：　令和　　年　　月　　日

21世紀土地改良区創造運動活動

☆チューリップフェスタ☆

令和８年４月４日(土) 高槻市西面地区「西ノ川広場」において、チューリップフェスタが開催されました。近隣住民を中心に約２７０名の方々にご参加いただきました。





☆菜種の油しぼり☆

令和８年６月２３日(火) 三箇牧小学校３年生と柱本小学校３年生が合同で菜種の油しぼりを行いました。





☆十丁畷水路花壇　花の植え替え☆

令和８年６月１０日(水) 茨木市平田台において周辺住民の方々と花の植え替えを行いました。





◇令和９年度職員募集の終了について◇

本区の職員募集は、令和８年９月３０日をもって終了しました。
ご応募いただいたみなさまに深く感謝申し上げます。